

◎淀川右岸水防事務組合監査委員条例

制 定 昭 3 9 . 3 . 3 1 条 例 1

第 1 条 淀川右岸水防事務組合に監査委員を置く。

第 2 条 監査委員の定数は、2人とする。

第 3 条 監査委員に対しては、予算の範囲内で、管理者の定める額の報酬を支給する。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。